

# 公報

## 主要目次

● 租税徴収法	1
● 訴訟費用等臨時措置法	10
● 一九五三年度分市町村財政調整交付金一部交付に関する立法	10
告 示	11
○ 文書作成規程	11
○ 文書作成規程実施について	16

## 立法

立法院の議決した租税徴収法に署名し、ここにこれを公布する。

一九五二年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

○ 立法第五十九號

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

## 租税徴収法

### 第一章 総 則

(用語の意義)

第一條 この立法において租税とは、

政府の徴収及び収納するすべての税をいう。

### (徴収法の地位)

第二條 租税の徴収は、中税法その他の別の立法で定められているものを除く外は、すべてこの立法による。

### (徴収順位)

第三條 租税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費(以下政府の徴収金という)は、他の公課(市町村税並びにその督促手数料、加算金、延滞金及び滞納処分費(以下市町村の徴収金という))を除く、及び債權に先だつてこれを徴収する。

2 租税の滞納によつて財産を差し押えた場合においては、当該財産の價格を限度として、その差押に係る政府の徴収金は、他の政府の徴収金並びに市町村の徴収金に先だつてこれを徴収する。

3 納税者が、市町村の徴収金の滞納によつて滞納処分を受けた場合においては、徴税官吏が当該市町村に対して交付を求めた政府の徴収金は、当該滞納処分によつて差押を受けた財産、債權を限度として、その差押に係る市町村の徴収金に先だつてこれを徴収しない。

4 納税者が、公課の滞納によつて滞納処分を受けたとき、強制執行を受けたとき、競賣の開始があつたとき、又は破産の宣告を受けたときにおいて、徴税官吏が当該行政機関、市町村、執行裁判所、執達吏、強制管理

人又は破産管財人に対して交付を求めた政府の徴収金は、これらの者に對して交付を求めた市町村の徴収金と同じ順位でこれを徴収する。この場合に、これらの処分のあつた日前に納期の到来した政府の徴収金並びに市町村の徴収金は、その日以後に納期の到来した政府の徴収金並びに市町村の徴収金に先だつてこれを徴収する。

5 前項後段の規定の適用については政府の徴収中利子税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、延滞金、督促手数料、租税の滞納処分費並びに市町村の徴収金中督促手数料、加算金、延滞金及び滞納処分費は、これらの徴収金を併せ又は加算して徴収される租税及び市町村税の納期をもつてその納期とみなす。

6 納税者が、租税及び市町村の徴収金以外の公課の滞納によつて滞納処分を受けたとき、強制執行を受けたとき、競賣の開始があつたとき又は破産の宣告を受けたときにおいて、徴税官吏が当該行政機関、市町村、執行裁判所、執達吏、強制管理人又は破産管財人に対して交付を求めた政府の徴収金は、当該公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行費用、破産手続上の費用又は競賣費用に先だつてこれを徴収しない。

7 租税の督促手数料及び滞納処分費は、その租税に先だつてこれを徴収

する。

### (同前)

第四條 納税者の財産上に質權又は抵當權を有する者が、その質權又は抵當權の設定が租税の納期限より一箇年前にあることを公正証書をもつて証明したときは、その物件の價額を限度としてその債權に對して租税を先取しない。

### (繰上徴収)

第五條 納税者が左の各號の一に該当するときは、まだ納期が到来しなくても既に納税義務が確定した租税はすべて之を徴収することができる。

- 一 租税の滞納によつて滞納処分を受けるとき。
  - 二 市町村税その他の公課の滞納によつて滞納処分を受けるとき。
  - 三 強制執行を受けるとき。
  - 四 破産の宣告を受けたとき。
  - 五 競賣の開始があつたとき。
  - 六 納税者について相続の開始があつた場合において相続人が限定承認をしたとき。
  - 七 法人が解散をしたとき。
  - 八 納税者が、納税管理人を定めないうで琉球内に住所及び居所を有しないこととなつたとき。
  - 九 納税者が、税金を免れようとする行為があると認められるとき。
- (相続人の納税義務の承継)
- 第六條 相続の開始があつた場合は、相続人(包括受遺者を含む)又は相続財團は、被相続人(包括遺贈者

を含む。以下同じ。に課されるべき又は被相続人の納付すべき租税並びに被相続人の未納の政府の徴収金を納付する義務がある。但し、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産の價額の限度においてその義務がある。

2 前項の場合において相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、これらの者は、同項によつて納付すべき政府の徴収金の各々について、その相続又は遺贈によつて得た財産の價額に按分して計算した額の政府の徴収金を納付する義務がある。この場合において、これらの者は、その相続又は遺贈によつて得た財産の價額の限度において、その納付すべき政府の徴収金について互いに連帯して納付する義務がある。

(合併法人の納税義務の承継)

第七條 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて設立した法人は、合併によつて消滅した法人に課されるべき又は合併によつて消滅した法人の納付すべき租税並びに合併によつて消滅した法人の未納の政府の徴収金を、納付する義務がある。

(清算人等の連帯納税義務)

第八條 法人が解散した場合において、当該法人に課されるべき又は当該法人の未納の政府の徴収金を納付しないで残余財産を分配又は引き渡したときは、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けたものは、連帯して、これを納付する義務がある。但し、清算人は、分配し又は引き渡した財産の價額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その責任を負う。

2 前項の但書の規定は、第四十八條の規定の適用を妨げない。

(共有物等の連帯納税義務)

第九條 共有物、共同事業又は共同事業によつて生じた物件に係る政府の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務がある。

(同族会社の納税義務)

第十條 納税者が、租税を滞納した場合において、その所有する同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について、左に該当する事由があり、且つ、当該納税者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く)について滞納処分を執行しても、なお徴収すべき政府の徴収金に不足すると認められるときに限り、その所有する当該同族会社の株式又は出資(当該滞納に係る租税中納期限の最も古いものの納期限の二箇年前までに取得したものを除く)の價額の限度において、当該同族会社をしてその滞納に係る政府の徴収金を納付せしめる。

一 当該同族会社の株式又は出資を再公賣に付しても買受人がなく、

又はその價額が見積價額に達しないとき。

二 当該同族会社の株式又は出資の譲渡について、法令又は定款に制限があるためにこれを譲渡することができないとき。

2 前項の場合において、当該同族会社がその政府の徴収金を完納しないときは、当該同族会社に対して滞納処分を行う。但し、当該同族会社の財産の公賣(政府買上及び任意契約をもつてする賣却を含む。以下本條において同じ。)は、納税者の財産を公賣に付した後に行なうなければならない。

3 前項の場合において、当該同族会社が前二項の規定の処分について、第五十條、第五十一條及び第五十三條の規定による再調査若しくは審査の請求又は訴訟を提起したときは、当該請求又は訴訟の繫属する期間中は、その財産の公賣をすることができない。

4 第一項の同族会社の株式又は出資の價額は、同項の処分をするときにおける当該同族会社の資産の総額から債務の総額を控除した額を、その株式又は出資の数で除して得た額を基礎として計算した金額による。

5 第一項の同族会社は、第五十七條の規定の適用については、これを納税者とみなす。

6 第一項の規定は、当該同族会社から納税者に対して求償権を行使する

ことを妨げない。

7 第一項の同族会社とは、同項の納税者をその判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に施行規則に定める同族会社に該当する会社をいう。同族会社であるかないかの判定は、第一項の処分をするときの現況による。

(財産の贈與又は譲渡を受けた者の納税義務)

第十一條 納税者が、租税を滞納した場合において、その財産の差押を免れるためその親族その他当該納税者と特別の関係がある個人で、行規則で定めるもの、又は当該納税者が、株式又は出資を有する同族会社に対し、贈與し、又は著しく低い額の対價で譲渡した財産(当該滞納に係る租税中納期限の最も古いものの納期限の二箇年前迄に贈與し、又は譲渡したものを除く)があるときは、当該納税者について、滞納処分を執行しても、なお徴収すべき政府の徴収金に不足すると認められる場合に限り、これらの者が現に有する当該財産(当該財産の異動によつて取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の價額を納税者に対して当該財産の対價として支拂つた額があるときは、その額を控除した金額)の限度において、これらの者をしてその滞納に係る政府の徴収金を納付せしめる。

2 前條第二項、第三項及び第五項が

ら第七項までの規定は、前項の場合に準用する。但し、同條第二項、第三項、第五項及び第六項中同族会社とあるのは、前項による処分を受けた者とする。

(納税管理人)

第十二條 納税義務者が、その納税地に住所又は居所を有しない場合は、納税に関する事項を処理せしめるため納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。その納税管理人を変更したときも、また、同様とする。但し、他の法令に特別の規定のあるものはその法令の定めるところによる。

(書類の送達)

第十三條 納税の告知、督促及び滞納処分に関する書類は、名宛人の住所又は居所に送達しなければならない。名宛人が相続財団であつてその財産管理人が定められている場合は、これを財産管理人の住所又は居所に送達しなければならない。

2 納税管理人があるときは、納税の告知及び督促に関する書類に限り、その住所又は居所に送達しなければならない。

(公示送達)

第十四條 書類の送達を受けるべき者が、その住所又は居所において書類の受取を拒んだとき又は琉球内にその住所、居所を有しないとき若しくは住所及び居所が共に不明であるときは、書類の要旨を公告し、公告の

初日から七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二章 徴収

(徴収手続)

第十五條 租税を徴収しようとするときは、徴税官吏は、納税者に対しその納金額納期日及び納付場所を指定して、これを告知しなければならない。

(市町村に対する徴収委任)

第十六條 政府は、必要があると認めるときは、施行規則で定める租税の徴収を市町村に委任することができる。この場合に、市町村は、納税者に対し前條の手続をしなければならない。但し、申告納付を受けた場合は、この限りでない。

2 市町村は、徴収し、又は申告納付を受けた政府の徴収金を政府金庫に送付しなければならない。

3 政府は、前項の費用として施行規則の定めるところによつて市町村に対して交付金を交付する。

第十七條 市町村は、避けることのできない災害によつて既に徴収した税金を失つたときは、その事実を証明して行政主席に税金送付の責任の免除を請うことができる。この申出があつたときは、行政主席は、その事実を審査し、その免除をすることができる。

(徴収猶豫)

第十八條 政府は、納税者が左の各號の一に該当する場合において、当該

各號の事由によつて、その徴収されるべき又は納付すべき政府の徴収金の全部又は一部を金銭をもつて一時に徴収し、又は納付することができないものと認めるときは、その徴収し、又は納付することのできないものと認められる金額を限度として当該納税者の申請によつて一箇年以内の期間を限り、その徴収を猶豫することができる。この場合においてその徴収の猶豫に、分割徴収の方法によることを妨げない。

一 納税者が、その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類似した災害を受け又は盗難に罹つたとき。

二 納税者又はその同居の親族が疾病に罹り、その生活が著しく困難であるとき。

三 納税者が、その事業を廃止し、又は休止したため他に収入がなく最低生活に困難であるとき。

四 納税者が、その事業について甚大な損失を蒙つたとき。

五 その他前各號の事由に類似した事由があつたとき。

2 納税者は、政府がその賦課する租税を行使することができるときから一箇年を経過した後において、租税(利子税額及び加算税額を除く。以下本項中同じ)の賦課を受けた場合において、当該賦課によつて徴収されるべき税額(当該租税に係る利子税額及び加算税額、督促手数料、延滞金並びに滞納処分費を含む)の全部又は一部を金銭をもつて一時に徴収し又は納付することができない事由があるときも、また、前項と同様である。但し、その徴収猶豫の申請は、当該租税の納期限内にしなければならない。又その徴収を猶豫すべき期間は、当該租税の納期限後一箇年以内とする。

3 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶豫等に関する立法が、別に定められており、これによつて徴収の猶豫を受けることができる場合には、当該災害による徴収の猶豫については、第一項の規定にかかわらず同法の定めるところによる。

第十九條 政府は、前條第一項の規定によつて徴収を猶豫する金額が二万円を超え、且つ、当該金額徴収を確保するため必要があると認めるときは、その徴収を猶豫する金額を限度としてこれに相当する担保を徴収することができる。

2 政府は、前條第二項の規定によつて徴収を猶豫する場合には、その徴収を猶豫する金額を限度として相当の担保を徴しなければならない。但し、その徴収を猶豫する金額が二万円に満たない場合及び相当の担保を徴し難い特別の事情がある場合においては、この限りでない。

3 前二項の規定によつて担保を徴す

3 前二項の規定によつて担保を徴す

3 前二項の規定によつて担保を徴す

る場合において、その徴収を猶豫する政府の徴収金について差し押えた財産があるときは、当該担保の額は、その徴収を猶豫する金額から当該差押に係る財産の価額を控除した額を限度とする。

4 政府は、前條の規定によつて徴収を猶豫した場合において、その徴収を猶豫した政府の徴収金について差し押えた財産があるときは、納税者の申請によつてこれを解除することができる。

5 政府は、担保物の價額が減少し、若しくは保証人の資力が徴収を猶豫した金額の納付に堪えなくなつたものと認める場合又は前項の規定によつて差押を解除した場合においては、増担保その他の担保物の提供又は保証人の變更その他担保物の變更を求めることができる。

6 担保物の種類及びその提供の手續について必要な事項は、施行規則でこれを定める。

(徴収猶豫の取消)

第二十條 第十八條の規定によつて徴収の猶豫を受けた者が、左の各號の一に該当する場合は、政府は、その徴収を猶豫した政府の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶豫を取り消し、これを一時に徴収することができる。この場合においては、緊急の必要がある場合を除く外は、あらかじめ、徴収の猶豫を受けた者の辨明を開かなければならない。

一 分割徴収を認められた政府の徴収金を期限内に納付しないとき。

二 前條第五項の求めに應じないとき。

三 その徴収の猶豫を受けた者が、資力回復し徴収の猶豫をすることが不適当と認められるとき。

四 第五條各項に掲げる事由が生じた場合において、その徴収を猶豫した期限に到つてその徴収を猶豫した政府の徴収金を完納することができないと認められるとき。

2 第十八條の規定によつて徴収の猶豫を受けた期限内に政府の徴収金を完納しない場合又は前項の規定によつてこれを一時に徴収しようとするときは、次の順序によつて処分する。

一 その徴収すべき政府の徴収金について徴した担保物があるときは、滞納処分の場合の財産処分の例によつて、当該担保物を処分してその徴収すべき政府の徴収金並びに担保物の処分費に充て、又は保証人にその徴収すべき政府の徴収金を納付せしめる。

二 前項の規定によつて担保物を処分して徴収すべき政府の徴収金及び担保物の処分費に充て、なお不足があるときは、納税者の他の財産について滞納処分を行い、保証人が、その納付すべき金額を完納しないときは、納税者に対して滞納処分を行つても、なお不足がある

るとき又は納税者に対して滞納処分を行つても、なお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、第五十七條の規定の適用についてはこれを納税者とみなす。

4 第十八條の規定によつて徴収を猶豫した場合において、その徴収を猶豫した政府の徴収金について差し押えた財産中債權又は天然若しくは法定の果實を生ずる財産があるときは、政府は、その徴収を猶豫した後においても第三債權者から給付を受けた財産又はその取消した天然若しくは法定の果實をもつてその徴収を猶豫した政府の徴収金に充てることができる。この場合において、第三債權者から給付を受けた財産又はその取消した天然若しくは法定の果實は、第四十三條又は第四十四條の規定によつてこれを処分し、その代金をもつて当該政府の徴収金に充てらる。

5 第十八條の規定によつて徴収を猶豫した政府の徴収金について徴した担保物について、当該政府の徴収金以外の公課の滞納による滞納処分若しくは強制執行があつた場合又は競賣の開始があつた場合においては、当該行政機関、市町村、執行裁判所執達吏又は強制管理人に対して当該政府の徴収金の交付を求めたときは、当該担保物の價額を限度とし

て、当該政府の徴収金は、当該担保物について滞納処分をし又はこれらの者に対して交付を求めた政府の徴収金並びに市町村の徴収金(当該担保物について、滞納処分をした租税の督促手数料及び滞納処分費並びに市町村税の滞納処分費及び督促手数料を除く。)に先だつてこれを徴収する。

(租子税額の免除)

第二十一條 第十八條第一項第一號、第二號若しくは災害被害者に対する租税の減免等による租税の徴収の猶豫が別に定められこれによつて徴収を猶豫した場合又は第二十五條第一項の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合においては、その徴収の猶豫又は滞納処分の執行を停止した租税に係る租子税額中当該猶豫又は停止した期間に對應する部分の金額全部又は一部を免除することができる。

(督促)

第二十二條 租税の納期限を過ぎてその税額を完納しない者があるときは、徴税官吏は、督促状によつて期限を指定してこれを督促しなければならぬ。但し、第五條の規定によつて租税の徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の督促状によつて指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。但し、第五條の規定によ

つて租税を徴収するときは、この限りでない。

3 政府は、第一項の督促状を發するときは、施行規則の定めるところによつて督促手数料を徴収する。

4 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九號)第五百五十三條(催告)の規定にかかわらず時効中斷の効力がある。

第三章 滞納処分

(財産差押)

第二十三條 左の場合においては、徵稅官吏は、納稅者の財産を差し押えなければならぬ。

一 納稅者が督促を受け、その指定期限までに税金を完納しないとき。

二 第五條の各號(第四號を除く)の規定に該当する納稅者が、まだ納期の到來しない租税の納付の告知を受け、税金を完納しない場合において差し押えるべき財産があるとき。

(財産差押証券)

第二十四條 徵稅官吏は、滞納処分のため財産を差し押えるときは、その命令を受けた官吏であることの証書を示さなければならない。

(滞納処分の執行停止)

第二十五條 滞納者が左の各號の一に該当するときは、政府は、滞納処分の執行を停止することができる。

一 差し押えることのできる財産の

價額が、滞納処分費及び第四條の規定によつて租税に先だつて徴収する債権額に充て残余がある見込がないとき。

二 差し押えることのできる財産の全部について滞納処分をしても、なお徴収すべき政府の徴収金に余剰があるとき。

三 滞納処分の執行によつて、滞納者の生活を著しく窮迫の状態に陥らしめる虞があるとき。

四 滞納者の所在が不明であつて差し押えることのできる財産が不明であるとき。

2 政府は、前項の規定によつて滞納処分の執行の停止をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 政府は、第一項第一號又は第三號の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合において、その停止した政府の徴収金について差し押えた財産があるときは、当該差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定によつて滞納処分の執行を停止した後三年以内において、滞納者が左の場合に該当すると認めるときは、政府は、その後その滞納処分の執行の停止を取り消さなければならない。この場合に政府は、滞納者にその旨を通知しなければならない。

一 第一項第一號の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合にお

いて、同號の事由がないこととなり、且つ、同項第三號の事由がないとき。

二 第一項第二號の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合において、差し押えることのできる財産があることとなり、且つ、同項第一號及び第三號の事由がないとき。

三 第一項第三號の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合において、同號の事由がないこととなり、且つ、同項第一號の事由がないとき。

四 第一項第四號の規定によつて滞納処分の執行を停止した場合において、同號の事由がないこととなり、且つ、同項第一號及び第三號の事由がないとき。

5 第一項の規定によつて滞納処分の執行を停止した政府の徴収金の納付の義務は、前項の規定によつて滞納処分の執行の停止を取り消した場合を除く外、その滞納処分の執行を停止した後三箇年を経過したときにおいて消滅する。

6 第一項の規定による滞納処分の執行の停止は、時効の進行を妨げない。

(滞納処分の執行の猶豫)

第二十六條 第十八條第一項の規定に該当する場合を除く外滞納処分の執行によつて、滞納者の事業の継続を著しく阻害する虞があり、且つ、その執行の猶豫をすることがその執行

を直ちに行ふ場合に比べてその滞納に係る政府の徴収金を徴収することが有利であると認める場合は、政府は、二箇年以内の期間を限り当該徴収すべき政府の徴収金の全部又は一部の滞納処分の執行を猶豫することができる。

2 政府は、前項の規定によつて滞納処分を猶豫した場合、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第一項の規定によつて滞納処分の執行を猶豫した期間内において、滞納者が左の場合に該当すると認めるときは、政府は、その後その執行の猶豫を取り消さなければならない。この場合、政府は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

一 第五條の各號に掲げる事由が生じたとき。

二 新たに他の租税を滞納したとき。

三 滞納処分を執行することによつて滞納者の事業の継続を著しく阻害する虞がなくなつたとき。

四 滞納処分の執行を猶豫していることが、当該滞納に係る政府の徴収金の徴収上不利であると認められるとき。

4 第一項の規定による滞納処分の執行を猶豫した政府の徴収金については、時効は進行しない。

(買物の引渡)

第二十七條 徵稅官吏が滞納者の財産

を差し押える場合において、質権の設定された物件があるときは、質権設定の時期の如何を問わず、その質権者は、質物を徴税官吏に引き渡さなければならない。

(財産取戻請求)

第二十八條 徴税官吏が、財産を差し押えた場合において、第三者が、その財産について所有権を主張し、その取戻を請求しようとするときは、賣却執行の五日前までに所有者であることの証拠を具えて徴税官吏に申し出なければならない。

(詐害行為の取消)

第二十九條 滞納処分を執行する場合に当り納税者が、財産の差押を免れるため、故意にその財産を譲渡した場合においては、政府は、その行為の取消を求めることができる。但し、譲受人又は轉得者が、その譲受又は轉得の当時その情を知らなかつたときは、この限りでない。

(差押禁止物件)

第三十條 左に掲げる物件は、これを差し押えることができない。

- 一 滞納者及びその同居の親族の生活に欠くことのできない衣服、寝具、家具及び厨具
- 二 滞納者及びその同居の親族の生活に必要な六箇月間の食糧及び薪炭
- 三 主として自己の労力によつて農業を営む者の農業に欠くことのできない器具、肥料、牛馬及びその飼料並びに次の收穫まで農業を続行するため欠くことのできない種子

四 前號に規定する者を除く外技術者、職人、勞役者その他主として自己の知的又は肉体的労働によつて職業に従事し、又は營業を営む者の業務に欠くことのできない物

- (商品を除く)
- 五 契印その他職業上必要な印
- 六 祭祀、礼拝に必要であると認められる物及び石碑、墓地
- 七 承諾その他滞納者に必要な日記、書付類
- 八 職務上必要な制服、祭服、法衣
- 九 勲章その他名譽の章票
- 十 滞納者及びその同居の親族の修学上必要である書籍、器具
- 十一 発明又は著作に係る物であつてまだ公にされていないもの

十二 滞納者が受けるべき俸給、給料、賞金、歳費、年金、恩給及び賞與並びにこれらの性質を有する給與については、その支拂期に受けるべき金額のうち、その百分の七十五に相当する金額をこえない部分は、これを差し押えることができない。

(制限附差押禁止物件)

第三十一條 左に掲げる物件(前條第一項第三號又は第四號に掲げる物件を除く)は、他に政府の徴収金を償ふに足るべき物件を提供するとき、滞納者の選任によつて差押をなさないものとする。

- 一 農業に必要な器具、種子、肥料及び牛馬並びにその飼料
- 二 職業又は營業に必要な器具及び材料

(差押の効力)

第三十二條 差押の効力は、差押物件から生ずる天然及び法定の果実及びぶものとする。

(假差押、假處分との關係)

第三十三條 滞納処分は、裁判上の假差押又は假處分のためにその執行を妨げられることはない。

(捜索)

第三十四條 徴税官吏は、財産の差押をするときは、滞納者の家屋、倉庫及び壁、扉を捜索し又は閉鎖した戸頭、壁、扉を開かしめ、若しくは自らこれを開くことができる。

2 滞納者の財産を占有する第三者が財産の引渡を拒んだときも、また、同様である。

3 第三者の家屋、倉庫及び壁、扉に滞納者の財産を隠匿する疑があるときは、徴税官吏は、前項に準じて處分することができる。

4 前各項の規定によつて家屋、倉庫又は壁、扉を捜索するのは、日出から日没までに限る。

(立会人)

第三十五條 徴税官吏が前條の規定によつて捜索するときは、滞納者若しくは前條に掲げる第三者又はその同居の親族、雇人を立ち合わせなければならない。これらの者が不在の

とき又は立会に應じないときは、徴税官吏は、成丁者二人以上又は市町村吏員若しくは警察官吏を証人として捜索に立ち合わせなければならない。

(出入禁止)

第三十六條 徴税官吏は、第三十四條の規定による財産の捜索、差押又は差押物件を搬出する間は、滞納者、その同居の親族、前條の立会人及び滞納者の租税に関する申告、申請その他の事項について政府又は裁判所に対し当該滞納者を代理する権限を有する者を除く外は、何人も許可を得ないで、その場所に入入することを禁ずることができる。

(質問、検査)

第三十七條 徴税官吏は、財産差押のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、滞納者又は滞納者の財産を占有する第三者若しくは滞納者の財産を占有すると認められるに足る相当の理由がある第三者に対して質問をすることができる。

2 徴税官吏は、財産差押のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、左に掲げる者に対して質問し、又は第一號若しくは第二號に掲げる者について当該各號に掲げる債務若しくは財産に関する帳簿、書類若しくは第三號に掲げる者について、株式若しくは出資に関する帳簿書類を検査することができる。

一 滞納者に対して金銭又は物品の



給付をする債務があると認めるに  
 足る相当の理由がある者  
 二 滞納者から財産を取得したと認  
 めるに足る相当の理由がある者  
 三 滞納者が、株式又は出資者であ  
 る法人  
 3 前二項の質問又は検査の権限は、  
 犯罪捜査のために認められたものと  
 これを解してはならない。  
 4 徴税官吏が、第一項又は第二項の  
 規定による質問又は検査をするとき  
 は、その身分を証明する証票を示さ  
 なければならぬ。  
 (動産及び有價証券の差押手続)  
 第三十八條 動産及び有價証券の差押  
 は、徴税官吏が、占有してこれを行  
 う。但し、差押物件が運搬に困難で  
 あるときは、市町村長、滞納者又は  
 その他の者に保管させることができ  
 る。この場合には、封印その他の方  
 法で差押を明白にしなければならぬ。  
 2 差押物件の保管証には、印紙税を  
 納めることを要しない。  
 (債権の差押手続)  
 第三十九條 債権の差押をするとき  
 は、徴税官吏は、これをその債務者  
 に通知しなければならぬ。  
 2 前項の通知をしたときは、政府  
 は、その滞納に係る政府の徴収金の  
 金額を限度として債権者に代位す  
 る。  
 (無体財産権の差押手続)  
 第四十條 債券及び所有権以外の財

産権の差押をしたときは、徴税官吏  
 は、これを権利者に通知しなければ  
 ならない。  
 2 前項の財産権でその移轉について  
 登記又は登録を要するものがあるとき  
 は、その差押の登記又は登録を関  
 係官庁に囑託しなければならぬ。  
 その抹消又は變更についても、また  
 同様である。  
 (不動産及び船舶の差押手続)  
 第四十一條 不動産又は船舶を差し押  
 えたときは、徴税官吏は、差押の登  
 記を所轄登記所に囑託しなければな  
 らぬ。その抹消又は變更について  
 も、また同様である。  
 2 差押のため不動産を分割又は区分  
 したときは、徴税官吏は、その分割  
 又は区分の登記を所轄登記所に囑託  
 しなければならぬ。その合併又は  
 變更の登記についても、また同様で  
 ある。  
 (登録税の免除)  
 第四十二條 差押の解除については、  
 登録税を納めることを要しない。  
 (公費)  
 第四十三條 差し押えた動産、有價証  
 券、不動産及び第三十九條の規定に  
 よつて徴税官吏が第三債務者から給  
 付を受けた物件は、通貨を除く外  
 は、公費に付さなければならぬ。  
 公費の手続は、施行規則で定める。  
 2 公費に付しても買受人がないか又  
 は入札價額が見積價額に達しないと  
 きは、その見積價額で政府に買上げ  
 ることができる。

3 債権及び所有権以外の財産権につ  
 いても前三項の規定を準用する。  
 4 公益上必要がある場合において  
 は、随意契約をもつて第一項の公費  
 に代えることができる。  
 (随意契約)  
 第四十四條 見積價額が僅少で、その  
 公費費用を償ふことのできない物件  
 は、随意契約によつてこれを賣却す  
 ることができる。  
 2 公費に付しても買受人がない物件  
 又はその入札價額が見積價額に達し  
 ない物件は、その見積價額で随意契  
 約によつてこれを賣却することがで  
 きる。  
 (買受人の制限)  
 第四十五條 滞納者及び債務に従事す  
 る官吏並びに職員は、直接である  
 と間接であるとを問わずその賣却物  
 件を買受けることはできない。  
 (滞納処分費の範囲)  
 第四十六條 滞納処分費は、財産の差  
 押、保管、運搬、公費(政府による  
 買上及び随意契約による賣却を含  
 む)に関する費用及び通信費とす  
 る。  
 (賣却代金の配当手続)  
 第四十七條 物件の賣却代金、差し押  
 えた通貨及び第三十九條の規定によ  
 つて第三債務者から給付を受けた通  
 貨は、政府の徴収金に充て、なお残  
 余がある場合には、これを滞納者に  
 交付する。

2 賣却した物件が質権又は抵当権の  
 目的物であるときは、その代金から  
 先づ政府の徴収金を控除し、次にそ  
 の債権額に充つるまでを債権者に交  
 付し、なお残余があるときは、これ  
 を滞納者に交付する。但し、第四條に  
 掲げる質権、抵当権の目的である物  
 件に關しては、その代金から先づ賣  
 却手数料及び滞納処分費を徴収し、  
 次にその債権額に充つるまでを債  
 権者に交付し、その次に税金を控除  
 し、なお残余があるときは、これを  
 滞納者に交付する。  
 (無限責任社員に対する滞納処分)  
 第四十八條 会社に対して滞納処分を  
 執行する場合は、会社の財産を政府  
 の徴収金に充て、なお不足があると  
 きは、無限責任社員が財産について  
 滞納処分を受けることができる。  
 (滞納処分の所轄庁)  
 第四十九條 滞納処分は、徴税官吏が  
 これを行わなければならない。但  
 し、差し押えるべき財産又は差し押  
 えた財産が当該税務署の管轄区域外  
 にあるときは、徴税官吏は、その財  
 産所在地の税務署の徴税官吏に滞納  
 処分の引継をすることができる。  
 第四章 再調査、審査及訴訟  
 (再調査の請求)  
 第五十條 租税の賦課、徴収に關す  
 る処分又は滞納処分に關して異議が  
 ある者は、所得税法その他の立法  
 をもつて定めるものの外当該処分  
 に係る通知を受けた日(当該処分につ

いて通知がないときは、当該処分  
あつたことを知つた日)から一箇月  
以内に施行規則で定めることによつ  
て不服の事由を記載した書面をもつ  
て、当該処分をした税務署長(当該  
処分をした者が税務署の職員である  
ときは、当該職員の属する税務署の  
税務署長)に対し、再調査の請求を  
することができる。但し、当該処分  
に係る調査が、財政局職員によつて  
された旨の記載がある書面によつて  
税務署長から当該処分に係る通知を  
受けた者については、この限りでな  
い。

2 通信、交通その他やむを得ない事  
由によつて前項の期間内に同項の再  
調査の請求(以下再調査の請求とい  
う。)をすることができない者につ  
いては、施行規則の定めるところに  
よつて、財政局長又は税務署長は、  
当該期間を延長することができる。

3 再調査の請求は、税金の徴収又は  
滞納処分の執行を妨げない。但し、  
税務署長は相当の事由があると認め  
るときは、税金の全部又は一部の徴  
収を猶豫し、又は滞納処分の執行を  
停止することができる。

4 税務署長は、再調査の請求があつ  
た場合において、当該請求の方式又  
は手続に欠陥があるときは、相当の  
期間を定め、その欠陥の補正をさせ  
ることができる。

5 税務署長は、再調査の請求があつ  
た場合において、左の各號の一に該

当するときは、当該各號に定める決  
定をし、その事由を附記した書面を  
もつてこれを当該請求をした者に通  
知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経  
過後になされたとき、又は前項に  
よつて欠陥の補正を求めた場合に  
おいて、その欠陥の補正がなされ  
ないときは、当該請求を却下する  
決定

二 再調査の請求の全部について事  
由がないと認めるときは、当該請  
求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部に  
ついて事由があると認めるとき  
は、当該請求の目的となつた処分  
の全部又は一部を取り消す決定  
(審査の請求)

第五十一條 前條第一項の但書の規定  
に該当する者又は同條第五項の規定  
による通知を受けた者同條第一項但  
書の通知に係る事項若しくは処分又  
は同條第五項の規定による決定(以  
下再調査の決定という。)に対し異  
議があるときは、当該処分に係る通  
知を受けた日(当該処分について通  
知がないときは、当該處分のあつた  
ことを知つた日)又は同條第五項の  
規定による通知を受けた日から一箇  
月以内に施行規則の定めるところに  
よつて、不服の事由を記載した書面  
をもつて財政局長に審査の請求をす  
ることができる。この場合におい  
て、当該審査の請求が再調査の決定

に對するものであるときは、当該再調  
査の目的となつた処分に対する審査  
の請求が併せてされたものとみな  
す。

2 前條第二項及び第三項の決定は、  
前項の場合についてこれを準用す  
る。

3 再調査の請求があつた場合におい  
て、左の各號の一に該当するとき  
は、当該各號に規定する日において  
財政局長に対し第一項の審査の請求  
(以下審査の請求という。)があつ  
たものとみなす。

一 税務署長が再調査の請求を審査  
の請求として取り扱うことを適当  
と認め、且つ、再調査の請求をし  
た者が、これに同意したときは、  
当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三  
箇月以内に前條第五項の規定によ  
る通知がなされない場合において  
再調査の請求をした者が当該請求  
を審査の請求として取り扱うこと  
を税務署長に申し出たときは当該  
申出のあつた日

4 前條第四項の規定は、審査の請求  
があつた場合についてもこれを準用  
する。

5 財政局長は、審査の請求があつた  
場合において左の各號の一に該当す  
るときは、当該各號に定める決定を  
し、その事由を附記した書面をもつ  
てこれを当該請求をした者(第三項  
の再調査の請求をした者も含む)

に通知しなければならない。この場  
合において第一項後段の規定によつ  
て再調査の目的となつた処分に対す  
る審査の請求が併せてなされたもの  
とみなされるときは、第三號又は  
第三號の規定による決定は、当該各  
請求についてこれをしなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経  
過後になされたとき、又は前項にお  
いて準用する前條第四項の規定に  
よつて欠陥の補正を求めた場合に  
おいてその欠陥の補正がなされな  
いときは、当該請求を却下する決  
定

二 審査の請求の全部について事由  
がないと認めるときは、当該請求  
を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部につ  
いて事由があると認めるときは、  
当該請求の目的となつた処分の全  
部又は一部を取り消す決定

6 財政局長は、前條第五項第一號の  
規定による再調査の決定に対する審  
査の請求について前項第二號の規定  
による決定をしたときは、同項後段  
の規定にかかわらず第一項後段の規  
定によつて併せてなされたものとみ  
なされた再調査の目的となつた処分  
に對する審査の請求は、棄却された  
ものとみなす。

(訴訟法の適用除外)

第五十二條 再調査の請求又は審査の  
請求の目的となる処分に関する事件



については、訴訟法の規定は、これを適用しない。

(訴訟)

第五十三條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分取消又は變更を求める訴は、第五十一條第五項の規定による決定（以下調査の決定という。）を経た後でなければこれを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過し、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることによつて著しく損害を生ずる虞があるときその他正当の事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は變更を求める訴は、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内これを提起しなければならない。但し、前項の但書の場合には、処分があつた日から六箇月以内これを提起することができる。

3 第一項但書の規定によつて再調査の請求があつた日から六箇月を経過した日後に当該再調査の目的となつた処分取消又は變更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に当該訴を提起しなければならない。

4 前二項の期間は不變期間とす。  
5 再調査の請求又は審査の請求に対しては、第一項但書の規定によつて訴の提起があつた場合においても決定することを妨げない。

6 第二項の訴においては、裁判所が相手方当事者である財政局長又は税務署長の主張を合理的であると認めるときは、当該訴を提起した者が、先づ証拠の申出をし、その後において相手方当事者が申し出をすべきものとする。

7 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず臨時証拠の申出をすることができる。

第五章 雜 則

(過誤納金等の充當)  
第五十四條 納税者が納付した政府の徴収金が過誤納になつて場合は、これを他の未納の政府の徴収金に充當する。政府の徴収金がない場合には、政府は、これを納税者に還付しなければならない。

第五十五條 他の立法に定めるところによつて税関において徴収する租税の徴収については、この立法中「職務」とあるのを「税関」と、「税務署」とあるのを「税関長」と、「税務署長」とあるのを「税関長」と、「徴税官吏」とあるのを「税関官吏」とそれぞれ読み替えて、この立法を準用する。

(行政主席の規則制定)  
第五十六條 行政主席は、この立法の施行のため必要な規則を定めること

第六章 罰 則

(は税の罪)

第五十七條 納税者が滞納処分執行を受ける前において、当該処分執行を免れる目的で、その財産を隠蔽し、損壊し、政府の不利益となるよりに処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして滞納処分執行を受けた場合は、当該納税者に対して三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分執行を受けた後にその執行を免れる目的でこれらの行為をした場合も、また、同様である。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者をして滞納処分執行を免れさせる目的で前項の行為をした場合は、当該処分執行の前後を区別して前項の例による。

3 納税者に対する滞納処分執行前情を知つて第一項の行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、納税者について滞納処分執行があつたときは、二年以下の懲役若しくは五萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分執行があつた後情を知つて同項の行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様である。

4 法人の代表者又は法人若しくは人

の代理人、使用人その他の従業者本その本人又は人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各項の罰金額を科する。

(質問、検査拒否の罪)

第五十八條 第三十七條第三項の規定による徴税官吏の質問、調査又は検査を拒み、妨げ又は隠避した者は、一萬圓以下の罰金に処する。

附 則

第一條 この立法は、公布の日から施行する。

第二條 左の群島條例は、この立法施行の日から廃止する。沖縄群島稅務徵收條例（一九五一年十二月二十四日沖繩群島條例第六十七號）、宮古群島稅徵收條例（一九五一年十一月十六日宮古群島條例第十號）

第三條 この立法施行前に開始した滞納処分については、なお従前の規定を適用する。

第四條 この立法施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

立法院の議決した訴訟費用等臨時措置法に署名し、ここにこれを公布する。

一九五二年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

立法院第六十號

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

訴訟費用等臨時措置法

(本法の目的)

第一條 民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執達吏手数料等に関する特例は、当分の間この立法の定めるところによる。

(書記料、鑑定料)

第二條 民事訴訟費用法第二條第一項及び第二項の書記料並びに同法第三條の鑑定料は同法に定める額の七十倍に相当する額とする。

(日当、止宿料、宿泊料、旅費)

第三條 民事訴訟費用法(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ)第九條及び刑事訴訟費用法(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ)第二條の日当は百二十円以内、民事訴訟費用法第十一條及び刑事訴訟費用法第三條(同法第七條第一項において準用する場合を含む)の日当は三百六十円以内、民事訴訟費用法第十二條の止宿料及び刑事訴訟費用法第五條の宿泊料(同法第七條第一項において準用する場合を含む)は三百円以内、民事訴訟費用法第十三條及び刑事訴訟費用法第四條(同法第七條第一項において準用する場合を含む)の旅費は、船舶車馬賃は実費とし、陸路歩行は一里に付いては、十円以内とし、裁判所又は受託裁判官の意見を以て定めなければならない。

(執達吏の手数料その他)

第四條 執達吏手数料規則第二條の手数料は十五円、同法第十四條の書記料は五円、同法第十五條の手数料は十五円とする。

2 執達吏手数料規則第三條第一項の手数料は、左の區別による。  
執行すべき債権額 手数料  
五百円まで 三十円  
二千円まで 四十五円  
五千円まで 六十五円  
一萬円まで 九十円  
五萬円まで 百五十円  
十萬円まで 二百二十円  
十萬円を超える時 三百円

3 執達吏手数料規則第九條第一項の手数料は、左の區別による。  
競賣金額 手数料  
五百円まで 六十円  
二千円まで 百二十円  
五千円まで 二百円  
一萬円まで 三百円  
五萬円まで 六百円  
十萬円まで 九百円  
十萬円を超えるときは、二萬円に達する毎に百五十円を加える。但し、二萬円に満たないものは二萬円と看做して算定する。

4 執達吏手数料規則第十七條の日当は訴訟人については六十円以内、鑑定人については百八十円以内、同法第十八條第一項の旅費は一里毎に十円以内、同法第二項の宿泊料は二百円以内とする。

5 前四項に掲げるものを除く外執達吏手数料規則による手数料及び立替金は同法に定める額の八十五倍に相当する額とする。

附則  
この立法は、公布の日から施行する。

立法院の議決した一九五三年度分市町村財政調整交付金一部交付に関する立法  
一九五二年十二月八日  
行政主席 比嘉 秀平

○立法第六十一號  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

一九五三年度分市町村財政調整交付金一部交付に関する立法

第一條 政府は、この立法の定めるところにより一九五三年度分に限り、市町村財政調整交付金(以下交付金という)に関する立法によつて交付金の額が割当決定されるまで、市町村財政需要に應ずる暫定措置として一九五二年十二月において、その一部を市町村に交付する。

第二條 前條の規定により各市町村に交付する交付金の額は、一九五三年度の交付金算額額の三割相当額を人口割にて各群島別に割当した額を、一九五二年度において市町村財政調整のため各群島政府によつて決定さ

れた各市町村の交付金の額にあん分した額と各市町村の人口割によつてあん分した額との合計額の二分の一の額とする。

2 前項に規定する人口は、行政主席統計局の調査による一九五二年三月現在の総人口とする。

第三條 第一條に規定する交付金に関する立法によつて、市町村に対し交付する一九五三年度分の交付金の額が決定された場合において、この立法によつて交付した交付金の額がその決定額をこゝろ市町村があるときは、当該市町村は、当該超過額を、還還なく、返還しなければならない。

第四條 政府は、交付金の交付に當つては、市町村自治の本旨を尊重し、條件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

第五條 行政主席は、この立法施行のため必要な規則を定めることができる。

附則

第一條 この立法は、公布の日から施行し一九五三年度分の交付金に適用する。

第二條 左に掲げる條例は廃止する。  
沖縄群島市町村財政調整交付金條例(一九五二年八月六日沖縄群島條例第四十九號)  
八重山群島市町村財政調整交付金條例(一九五二年八月三十一日八重山群島條例第三十四號)

東山群島條例第三十四號)

第三條 一九五三年度以前において交付し又は交付すべきであった交付金については、なお従前の例による。

告 示

○告示第六十三號

文書作成規程を次のように定める。

一九五二年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

文書作成規程

第一章 目的

第一條 この規程は、読んでわかりやすく、書いて能率的である文書の作成を第一の目的とし、これを実行する事によつて、従来の独善的封建主義を一掃し、率仕的民主主義に徹することを最終の目的とする。

第二章 用語

第二條 文書の用語は、次のように改める。

古	新しい	改める理由
稟請	申請	かたくなるしい
措置	処置・取扱	〃
今般	このたび	〃
救済	救済	〃
懇請	お願いする	〃
一環として	一つとして	〃
充當	あて	〃
即應	かなう	〃
別途	別々に	〃
牙保	周旋・あつせん	〃
彩紋	模様・色模様	〃
拒否	受け入れない	〃
はむ	さまたげる	〃
橋梁	橋	〃
慶換	ほこり	〃
眼境	まぶた	〃
赤墳	うめる・つめる	〃
堅持	かたく守る	〃
陳述	のべ	〃
協調	歩調を合わせる	〃
勸奨	すすめる	〃
吏心	心か	〃
港行	出帆・出発	〃

名詞	こと・とき・ところ・もの
動詞	ある・いる・おる・する・なる・できる
助動詞	たい・れる・られる たい・あける たい・おける たい・おく たい・おく たい・おく たい・おく
助詞	しかし・そして・そこで・なお・ところが・したがって
接尾語	ご(ご願ひ) ご(ご調査)
接頭語	ご(ご願ひ) ご(ご調査)
接尾語	ご(ご願ひ) ご(ご調査)

第三條 漢語をいくつもつないでできている長いことばは、むりのない略し方をきめることができる。

(例) 輸出物産検査法・物検査法  
協同組合中央金庫法・中金法

第四條 「および」「ならびに」「または」「もしくは」の用い方は、次の要領による。

一 AおよびB:この場合には「ならびに」は、用いない。  
AおよびBならびにC: AおよびB AまたはB:この場合には「もしくは」は、用いない。  
AもしくはB: AまたはBもしくはは

第五條 漢字は、当用漢字表・同音韻表によらなければならない。

2 当用漢字表・同音韻表の使用にあつては、特に次のことがらに留意する。

一 当用漢字音訓表によつて書けるものでも、できるだけ「かな」で書く。

(例) 我……われ 彼……かれ 且つ……かつ 又……また 但し……ただし 外……ほか 並びに……ならびに 及び……および 若し……もし

二 次のようなことばは、かなで書く。

275

3 次のようなことは、かなで書く。ただし、音読するときは漢字で書く。

こ	と	ば	かな	書き	こ	と	ば	かな	書き
有	難	ら	あり	が	と	う	時	雨	し
……して頂	く	……して	いた	ど	く	紅	叔	父	お
……する	様に	……する	ように	に	一	寸	葉	も	み
……の	通り	……の	と	おり	一	ち	ち	よ	つ
煙	草	た	ぼ	こ	今	日	き	よ	つ
大	人	お	と	な	何	人	ひ	と	り
昨	日	き	の	う	何	時	い	と	り

4 外國の地名、人名および外來語（自分の間中華民國の場合を除く。）は、かたかなでかく。

- 一 地名……フランス イタリア スウェーデン ビルマ インド (米國、英米は、つかつてよい。)
- 二 人名……ペーリーヴェン リンカーン ワイクトリア
- 三 外來語……ポート マッチ マー ー ジヤン

かたかなで書く。ただし、たばこ等のように、外來語の意義のうすくなくついているものは、ひらがなで書いてよい。

四 外國の地名、人名は、できるだけその國の唱え方によるため、特に外國語にかぎり、「ウァ ヴィ ヴァ ヴェ ヴォ」等の表記をみとめる。

5 動植物名は、かなで書く。ただし、当用漢字音訓表でみとめている漢字は、つかつてよい。

- (例) ねずみ らくだ あおい せんだん 犬 牛 馬 桑 桜

第六條 当用漢字表・同音訓表で書き表わせないものは、次の基準によつて、書きかえ。言いかえをする。(言いかえの場合は、第二章第二條による。)

- 一 かなで書く。(x印は、当用漢字表または同音訓表にはずれた字を示す。)
- ア 適る……さかのぼる 拂い戻す……拂いもとす 名宛……名あて 但煮……つくだ煮 影……はしけ 看做す……みなす 委ねる……ゆだねる 調える……ととのえる
- イ 漢字をはずしても意味のとおり使ひなれたことばは、そのままかなで書きかえる。
- (例) でんぶん めいりよう あつせん あいさつ
- ウ 他によい言いかえがなく、または言いかえしてはふつごうなもの

ものは、当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字だけをかなで書きかえる。

- (例) 右舷……右げん 改竄……改ざん 口腔……口こう
- (注) 読みにくい場合は、音読する語の横に点をうつてもよい。
- (例) 右げん、改ざん、口こう

二 当用漢字表中の、音が同じで意味の似た漢字で書きかえる。

- (例) 車輛……車輦 煽動……扇動 碗泊……停泊 編輯……編集 哺育……保育 拋棄……放棄 僱人……用人 聯合……連合 煉乳……練乳

三 同じ意味の漢語で言いかえる。

- ア 意味の似ている用ひなれたことばを使う。
- (例) 彙報……雜報 印刷……印形 改換……改心 開披……開封
- イ 新しいことばをくふうして使う。
- (例) 雙学校……口話学校 剪除……切除 罹災救助金……災害救助金 露水……出水 毀損……損傷 暴亂……騷乱 誹責……戒告 瀆職……汚職
- 四 やさしいことばで書きかえる。
- (例) 隠蔽する……隠す 庇護する……かばう 抹消する……消す 抵觸する……ふれる 濫洩する……漏らす 破毀する……破る 醜聞する……酔う 治

第七條 かなは、ひらがなを用いる。かたかなは、特殊な場合に用いる。ただし、左横書きに用いるかなは、かたかなによることができる。

第八條 送りがなは、次の基準による。

- 一 動詞の送りがな
- ア 活用語尾だけをおくるもの。
- (例) 書く 基く 振う 伴う 来る 荒す 起す 盡す 果す 研究する
- イ 誤読・難読をさけるため、活用語尾の前の音節からおくるもの。
- (例) 自動・他動の別があるもの。 動かすー動く 肥やすー肥える 減らすー減びる 始めるー始まる 傳えるー傳わる 及ぼすー及ぶ
- (例) 表わす 著わす
- ウ 他の品詞と関係のある動詞は、その品詞の送りがなのつけ方を基準としてつける。
- (例) 形容詞と関係のあるもの 怪しむ 苦しがる 重んずる 近づく 薄らぐ
- (例) 名詞と関係のあるもの 先だつ 横たわる
- エ 動詞が複合するときは、前の動詞にも送りがなをつける。
- (例) 届け出る 受け付ける 繰り上げる

二 形容詞の送りがな

ア 活用語尾だけをおくるもの。

(例) 白い、強い、暗い、  
イ 語幹が「し」で終るものは、「し」からおくる。

(例) 美しい、正しい、苦しい、  
ウ 誤読・難読をさけるため、活用語尾の前の音節からおくるもの。

(例) 大きい、小さい、暖かい、  
冷たい、細かい、

エ 動詞と関係のある形容詞は、その動詞の送りがなのつけ方を基準としてつける。

(例) 望ましい、願わしい、ば喜しい、恐ろしい、頼もしい、  
オ 動詞と復合する形容詞は、動詞にも送りがなをつける。

(例) 聞き苦しい、読みやすい、  
三 副詞・接続詞の送りがな

ア 最後の二音節をおくるもの。

(例) 必ず、既に、常に、更に、  
イ「に」をおくるだけでは誤読・難読のおそれのある副詞は、その前の音節からおくる。

(例) 直ちに、

ウ「かに」「やかに」「らかに」などのつく副詞は、これをおくる。

(例) 静かに、隠やかに、明らかに、

エ 複合した副詞・接続詞は、もとの副詞・接続詞の送りがなからおくる。

(例) 必ずしも、若しくは

オ 活用語と関係のある副詞・接続詞は、その活用語の語尾をおくる。

(例) 初めて、絶えず、盛んに、  
四 名詞の送りがな

ア 活用語から轉じた名詞および活用語を含む名詞は、原則として、活用語本来の送りがなをつける。ただし、誤読・難読のおそれのないものは、その送りがなの一部または全部をばぶく。  
イ 動き、残り、苦しみ、生き物、値上げ

イ 見合せ(×見合わせ)買出し

イ 買出し(×買出)打合せ(×打ち

合わせ)取計(×取計らい)

イ 伺写、調答、願、手続

イ 勤先、申込、受付

イ 形容詞の語幹に「ま」「み」

「け」「げ」などがついて名詞となつてゐるものには、これらのかなをおくる。

語幹が「し」でおわるものは、「し」からおくる。

(例) 重さ、強み、寒け、惜しげ

正しき

五 感動詞・助詞・助動詞は、すべてかなで書く。

第九條 地名および人名の書き方は、次の基準による。

一人名は、さしつかえない限り、当用漢字字体表の字体を用いる。

事務用の書類には、人名を、現代かなづかいによるかなづかいによつてもよい。

二 地名は、さしつかえない限り、現代かなづかいによるかなづかきにしてよい。この場合、現地の呼び名を基準とするが、地方的な

符	號	名	稱	符	號	名	稱
。		ま	る	(		か	つ
、		て	ん	]		か	ぎ
・		なか	て、ん	』		ふた	えかぎ

二「。」の用い方

ア 文の終りには、必ず「。」をうつ。

イ「」および( )の中でも、文の終りには必ず「」をうつ。

ウ 次の場合には、「。」をうたない。

(一) 題目・標語など、かんたんな語句を掲げる場合、

(二) 事物の名称だけを列記する場合、

(三) 言いきつたものを「」を用いないで「と」で受ける場合。

三「、」の用い方

ア 文の中で、ことばの切れつきを明らかにする必要があるところには、「、」をうたなければならぬ。

イ 対等の関係でならぶ同じ種類の語句の間には「、」をうつ。ただし、題目もしくは標語または

なまりは改める。

地名を漢字で書くときは、さしつかえない限り、当用漢字字体表の字体を用いる。

第十條 くぎり符號の用い方は、次の基準による。

一 くぎり符號の種類とその名称

簡単な語句をならべる場合には、「」をうたない。

四「。」の用い方

ア「。」は、名詞をならべるときには、「、」のかわりに、または「」とあわせて用いる。

(例) ローマ字のつづり方には、いわゆる訓令式・日本式・標準式の三種がある。

イ 外國語、外國の地名・人名、稱號、日付および時刻について、次のように用いる。

(例) ニュー・イングランド H. G. ウェルズ A. K. A. R

一九五二・十・十二 二・三〇 名詞以外の語句を列挙し、または數詞をならべる場合は「」をうたないで「」を用いる。

(例) 社会的、歴史的著書 著者は四、五百人の衆定である。

五 「は」は、語句または文の次に、それについて特に注記を加えるときに用いる。

(例) 公報は、行政主席官房文書課(以下文書課という。)において発行する。

六 「」は、会話もしくは語句を引用し、または特に注意を要する語句をさしはさむときに用い、「」は、「」の中に更に語句を引用するとき用いる。

(例) 「公用文の書き方はぜひ一定したい。」というのが当局の意見である。

「定例会の会期については、立法院会期法第一條によると、『定例会の会期は百五十日間とする。』と定められています。」と委員が説明した。

第四章 文 体

第十一條 公用文の文体は、「である」体を原則とする。ただし、特に親しみを表わして呼びかける場合および特定の相手のある場合は、「ます」体を用いる。

2 前項ただし書の場合を例示すると、公告、告示及び掲示の類ならびに往復文書(通達・通知・供覧・回章・伺・願・届・申請書・照会・回答・報告等を含む。)の類である。

3 「である」体は、文中では「だ」を用いるがよい。

(例) 主席は旅行中だから(×)であ

るから)、副主席が決裁する。

4 「ます」体は、文中では「です」体を用いるがよい。

(例) 主席は旅行中ですから(×)でありますから)、副主席が決裁します。

舊	新	舊	新
だ	である	ぬ(打消)	ない
だろう	であろう	せねば	しなければ
だった	であつた	ますれば	しなければ
……するが	……ますが	……くださいませ	……ませ
……するけれども	……するけれども		×

第十二條 文語脈の表現は、できるだけやめて、平明なものとしなければならぬ。

一 口語化の例

ア これが実現に努めなければならぬ。↓これを實現するように努めなければならぬ。

イ 尙、庶務課のみは従前通りです。↓申添えます。↓なお、庶務課だけは、もとのままで

ウ 信任せられたことを意味するものであると信ずるものであります。↓信任されたことを意味するものと信じます。

二 「より」は、「から」「または」「よりも」に改める。

ア 起点をあらわすときは、「から」に改める。

5 「いたします」「つかまつります」「できるだけ」「します」にかえる。

6 その他、次のことばのいいかえに留意する。

(例) 午前十時より午後五時まで  
↓午前十時から午後五時まで

イ 比較をあらわすときは、「より」に改める。

(例) 昨年度より今年度は成績がよい。↓昨年度よりも今年度は成績がよい。

三 「本庁」「当庁」等の用い方

ア 下級官庁に対するときは「本」を用い、上級官庁に対するときは「当」を用いる。

イ できるだけ、次のように言いかえる。

本校—この学校  
当政府—こちらの政府

四 「公布の日からこれを施行する」「よつて、これを証明する」等の「これ」は、すべて用いない。

五 「つき」は「用いるべき手段」注

目すべき現象」「融すべきではない」「のような場合に用いる。」「し」「へく」は、どんな場合にも用いない。

六 漢語につづく「せられる」「せざる」「せぬ」の形は、「される」「せざる」「しない」に改める。「せな」「せなければ」は用いないで、「しない」「しなければ」の形を用いる。

七 簡單な注記や表などの中では、「あり」「なし」「同じ」などを用いてもよい。

(例) 配偶者……あり  
ムシバ……上一、下なし

学校とは、大学を含む。以下同じ。

第十三條 文章は、できるだけくぎつて短くし、接続詞や接続助詞などを用いて長くすることをさける。

第十四條 文の飾り、あいまいなどはおおよびまわりくどい表現は、できるだけやめて、かんけつで理論的な文章とする。

一 飾りのことば

(例) 現下社会事業の重要性はいよいよ加重し、各般の整備拡充を要する所であるが、特にこれに従事する職員の再教育はきわめて重要で、しかも緊急を要すると思われるので、ここに標記第二回講習会を別紙日程表により開催することになったので、貴管下にして社会事業に従事す





○訓令第十七號

府内一般

文書作成規程の実施について

従来のいわゆる文書は、いたずらに  
 孤高を誇り、拙著に流れて、その權威  
 を示すためにわざわざ一般のわかりに  
 くいことばを用いるうらみがあつた。  
 これを改めて、わかりやすく親しみや  
 すい文書にすることは、官民相互の理  
 解を深め、且つ、事務処理の能率化を  
 はかる上に、資するところが少なくない  
 と信ずる。

よつて、政府は、文書作成規程を制  
 定して、本日、告示第六十三號をもつ  
 て告示した。政府職員は、今後、自ら  
 この規程によつて文書を作成すると  
 もに、廣く各方面にその使用をすすめ  
 て、文書作成規程制定の趣旨の徹底す  
 るよう努めることを希望する。

一九五二年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

発行所

行政主席官房文書課

〔ひかり印刷所〕